巻頭言

知恵を絞って協働しよう

平成18年６月に､｢高齢者､障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」いわゆる「バリアフリー新法」が制定され、12月に施行された。建築物を対象とした「ハートビル法」と、交通施設や関連道路などを対象とした｢交通バリアフリー法｣の経験を踏まえ、それらを統合・拡充して新法として再出発するものである。バリアフリー・ユニバーサルデザインの思想を、さらに広くまた深く、わが国に浸透させていこうとするものであり、実績がどのように積み重ねられていくか、今後がきわめて注目される。

道路に関しては、平成12年の交通バリアフリー法制定を受けて、国土交通省が「道路の移動円滑化整備ガイドライン」を策定し、設計や事業に関して詳細な指針が示されていた。今回の新法制定を踏まえ、ガイドラインの改訂を目指すことになり、現在、改訂作業が鋭意進められているところである。

新法の制定に伴って、また、従来からの経験を踏まえて、今後のバリアフリー・ユニバーサルデザインの普及に向けて、いくつかの課題が見えてきている。それらは、ひとことでいえば、それぞれの地域や地区で、関係者全てが知恵を出し合うことが求められる種類の課題である。すなわち、全国どこでも､また誰でも､同じような対応をすれば解決できる、というような種類の課題ではない。

その代表的な例が、バリアフリー化を図る対象と範囲の問題である。

これまでの交通バリアフリー法では、主要な駅などを中心として、そこから、駅周辺の主要施設に至る主な経路を「特定経路」として指定し、それをバリアフリー化することが眼目であった。一方、新法では、駅などに限らず、都市公園や官公庁など様々な施設を対象として、それらの施設間を結ぶ経路をバリアフリー化することとなった。

これは、２つの意味で、地域での選択に判断がゆだねられたといってよい。第一は、地域の中でバリアフリー化経路で結ぶべき施設をどれにするか、という対象の選択である。第二は、対象地域の道路のうち、バリアフリーネットワークの対象とする道路の選択である。

第二の選択については解説が必要だろう。

従来は、個々の主要施設と駅との間を、それぞれ１本ずつの特定経路で結ぶことで、バリアフリーの経路を形成してきた。すなわち、でき上がる経路群は必ずしもネットワークを形成するのではなく、概念上は、駅を中心としたいわば「熊手」のような形をしていた。ところが、地域で選択したさまざまな施設を互いに結ぶことになった新法の場合、生活関連経路（旧特定経路）の結び方に

埼玉大学大学院 理工学研究科 教授　**久保田　尚**（くぼた　ひさし）

はさまざまなバリエーションがありうる。単純な例でいえば、A，B，Cの３つの施設を結ぼうとするとき、A－B－Cを直列で結べばよいのか、あるいは、A－B、B－C，C－Aをそれぞれ結ぶべきなのか、といったことである。もちろん、長期的には全ての道路をバリアフリー化すべきことは自明なのであるが、一方で、この選択は、事業の量や優先順位に大きく影響を与えることになるから、それぞれの地域での真剣な議論が必要になるわけである。

また、バリアフリー化を促進するための現実的な対応を図ろうとする点も大きな特徴である。すなわち、建物がすでに立ち並んだ既成市街地において、有効幅員２mを確保できずにバリアフリーネットワークが形成できない、といった場合に、やむを得ず２m未満であっても、事実上車いすの通行ができる場合には、バリアフリーの経路として認めてよいのではないか、という考え方で検討が進められている。

もちろん、バリアフリー化を少しでも早く、また広く普及させるためには、現実的な対応を考えることも必要ではある。ただ一方で、もともと、「車いす同士のすれ違いに必要な幅員」として有効幅員２mが定められたという経緯がある。したがって、やむを得ず２m未満の幅員の歩道を活用する場合であっても、車いすのすれ違い場所を確保する、などの対応をとることが欠かせないと思われる。これも、地域の事情に合わせた知恵の出しどころであろう。

さらにいえば、歩道のない道路のバリアフリー化、も大きな課題である。単断面道路にはもともと歩車道段差が存在しないのだから、歩行者にとってのバリアが存在しないように思いがちであるが、実はそうではない。路上駐車、路上駐輪、あるいは看板などがあると、車いす利用者はやむを得ず道路の中央部に寄って通行せざるを得なくなるが、そこを高速で走行する車両があると、ほとんど通行が不可能な状態に陥ってしまうことすらある。すなわち、路上駐車などの排除とともに、自動車の速度抑制を図ることがバリアフリー化につながるわけである。これらの施策は、交通安全対策でもあるわけだから、地区レベルの交通安全対策とバリアフリー対策の連携、という大きなテーマが浮かび上がってくるわけである。

これらのさまざまな課題について、住民、行政などの関係者が、地域の特徴を踏まえたうえで、知恵を出し合って協働されることを強く期待したい。